

総務文教常任委員会 所管事務調査資料

(令和6年11月14日)

(事務調査)

- ① 放課後児童クラブの現状について

生涯学習課社会教育グループ

1 基本情報

(1) 放課後児童クラブ実施目的（「厚真町放課後児童クラブ運営規定」より抜粋）

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項に基づき、利用児童に対し放課後や学校休業日に適切な遊び、体験、学習及び体力づくり等の場を与え、放課後児童支援員や仲間と共に豊かな生活を創ることを通じて、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等、その健全な育成を図るとともに、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものとする。

(2) 受け入れ対象

厚真町内の小学 1 年生から 6 年生までの児童

(3) 開設場所及び連絡先

校区	開設場所	所在地
中央小学校区	厚真放課後子どもセンター	厚真町新町 92 番地の 1
上厚真小学校区	厚南児童会館	厚真町上厚真 258 番地 7

(4) 各児童クラブ名称及び定員

名 称	クラブ（異学年縦割り）	定員
厚真放課後児童クラブ	おひさまクラブ	50 名
	あおぞらクラブ	50 名
	ほしぞらクラブ	50 名
上厚真放課後児童クラブ	にじいろクラブ	50 名
	なないろクラブ	50 名

2 開所日及び開所時間

(1) 開所日 月曜日から土曜日（日曜、祝日、年末年始休業日を除く）

(2) 開所時間 学校開業日（下校時間～18 時 30 分）

学校休業日（8 時 30 分～18 時 30 分）

※学校休業日においては保護者の申請に応じて、7 時 30 分から開所

3 放課後児童クラブ支援員の働き方や配置状況等について

(1) 学校開業日 1 日：5 時間 30 分勤務

(2) 学校休業日 1 日：5 時間 30 分～7 時間 45 分勤務

(3) 配置状況

厚真放課後児童クラブ：月額パートタイム 5 人（内資格保有者 3 人）

上厚真放課後児童クラブ：月額パートタイム 4 人（内資格保有者 2 人）

※代替支援員登録 2 人

※現在、3 人が新たに放課後児童支援員資格講習を受講中

4 運営費の仕組み

(1) 実費負担金の徴収

月額600円を実費負担金として徴収（令和5年度決算 1,239千円）

(2) 子ども・子育て支援交付金の活用

令和5年度実績 19,779千円（両事業総事業費 29,978千円）
（開所日数、障害児受け入れ、キャリアアップ、処遇改善等）

5 利用児童状況及び活動内容等

(1) 登録児童数（令和6年度10月1日現在）

	全児童数	登録児童数	登録率
厚真放課後児童クラブ	138人	102人	73.9%
上厚真放課後児童クラブ	82人	75人	91.4%

(2) 平日平均利用児童（令和5年度実績）

	平日平均利用児童
厚真放課後児童クラブ	40人
上厚真放課後児童クラブ	30人

(3) 放課後児童クラブで目指すもの（運営方針より抜粋）

- ①子どもたちが落ち着いて過ごせる「学校でも家でもないもう一つの場」
- ②自ら考え、選択し、行動する「主体性を育む場」
- ③学校や家庭では体験できない「ここでしかできない体験をする場」
- ④人として大切なあいさつ、返事、整理整頓など「生活習慣を身に付ける場」

(4) 支援員として心掛けること（運営方針より抜粋）

- ①保護者に代わり、家庭的な雰囲気を大切にし、やすらぎの場となるよう努める。
- ②集団の一員であることを常に意識させ、みんなが心地よく、楽しく生活できるように努める。
- ③子ども自身が協力し合い、励まし合える仲間づくりを大切にし、一人ひとりが成長できるように努める。
- ④子どもが安全、安心に過ごせるような環境整備を行い、事故やケガがないように努める。
- ⑤選択肢、多様性、子どもの声を大切にした場となるよう努める。
- ⑥子どもと関わる時間を増やし、「見守る」だけでなく、「時間を共有する」よう努める。

(5) 主な活動内容

- ①季節ごとの行事の実施（夏祭り、クリスマス会、誕生日会等）
- ②外遊びや体育館を利用した屋内遊び
- ③読書や創作活動等
- ④その他、児童の「やりたい」実現するような取組を実施